

安全報告書

鳥取砂丘大山観光 大山国際スキー場

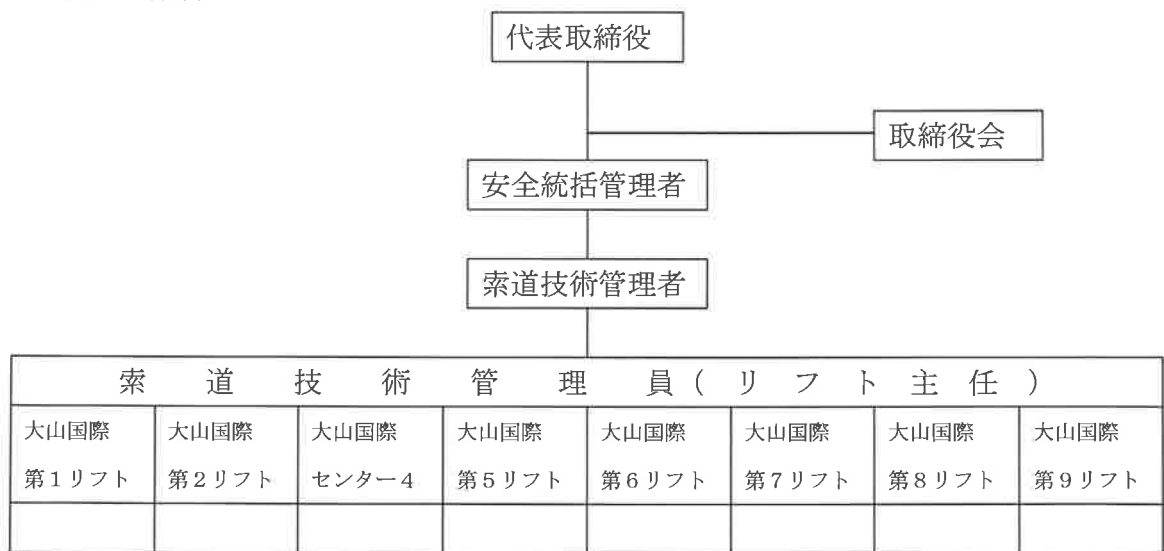
鉄道事業法第十九条の四に基づき、安全報告書を作成し公表する。

1. 基本方針

安全第一の意識を持って事業活動を行う。行動規範を次の通り定めている。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある状態（以下「事故・災害等」という。）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

2. 安全管理の体制



3. 安全確保のための事業と取り組み

(1) 業務報告

- ・安全統括管理者は、輸送の安全確保に関する業務を統括管理するため、業務の実施に関し不安全行動などの安全を損なう事態及び事故の防止対策に有効な情報などを索道技術管理者から随時報告を求める。

- ・職員等は、輸送の安全の確保に関し、相互に必要な情報を伝達する。

(2) 事故防止対策

- ・安全統括管理者は、事故、災害等、その他輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、事故防止対策の検討を行う。
- ・安全統括管理者は、前項の検討を通じて、不安全事象の再発防止又は安全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らしめることが重要である事項については、職員等が共有できるようにする。

(3) 事務の確認

- ・安全統括管理者は、適宜、事業所に赴き輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講ずる。

(4) 安全管理対策の維持のための教育訓練

- ・安全統括管理者は、安全管理対策の維持、改善に必要な教育訓練を適宜実施する。

救助訓練をスキーシーズン開始前と年明けの2回行う。

4. 鉄道事業法第十九条・同第十九条の二に係る届出事項はありません。